

岐阜県ヤングクラブバレーボール連盟 規約

第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条 本連盟は、岐阜県ヤングクラブバレーボール連盟（以下「本連盟」という。）と称し、略称を「県ヤングクラブ連」とする。

(事務局)

第2条 本連盟は、事務局を置く。
2 事務局は、原則として事務局長所在地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、岐阜県におけるヤングクラブバレーボール組織の総括団体として、バレーボールを愛好する仲間と、共に楽しむ喜びや、より高い技能の向上が図れる機会を提供し、青少年の健康増進・体力の向上と健全育成、及びバレーボールの普及発展を図り、従来の学校単位での枠組を取り払い若年層の競技人口の拡大推進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
(1) 岐阜県内におけるヤングクラブバレーボール団体の育成
(2) ヤングクラブバレーボール大会の開催
(3) バレーボールに関する講習会等の開催
(4) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織

(組織及び構成員)

第5条 本連盟は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「JVA」という。）、日本ヤングクラブバレーボール連盟及び岐阜県バレーボール協会加盟組織として、第3条の趣旨に賛同して加盟した岐阜県内のヤングクラブバレーボール団体（以下「加盟団体」という。）及び理事長の推薦を受けて加盟した者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(カテゴリー)

第6条 本連盟に次のカテゴリーを置く。
(1) U-14男子（14歳以下の男子）
(2) U-14女子（14歳以下の女子）
(3) U-19男子（19歳以下の男子）
(4) U-19女子（19歳以下の女子）
ただし、年齢基準は毎年4月2日現在とする。

(登録)

第7条 加盟団体は、毎年JVAにチーム登録しなければならない。
2 前項の登録方法及び登録料は細則で定める。

第4章 役員

(役員種別)

第8条 本連盟に次の役員を置く。
(1) 理事長 1名
(2) 副理事長 若干名
(3) 事務局長 1名
(4) 理事 加盟団体より各1名及び理事長推薦
(5) 会計 1名
(6) 監事 2名

(役員選出)

第9条 役員を選出方法は、次の通りとする。
(1) 理事長は、理事会において理事の中から選出する。
(2) 副理事長は、理事会において理事の中から選出し、理事長がこれを委嘱する。
(3) 理事は、加盟団体から各1名及び理事長の推薦により選出し、理事会の承認をもって理事長がこれを委嘱する。但し理事長が推薦した理事は理事の総数の1/3以内を原則とする。
(4) 事務局長は、理事会において理事の中から選出し、理事長がこれを委嘱する。

- (5) 監事は、理事会において理事の中から選出し、理事長がこれを委嘱する。
- (6) 会計は、理事会において理事の中から選出し、理事長がこれを委嘱する。
- (7) 第8条に定めた役員以外に役員を設ける必要が生じた場合は、理事会において、役員の名称及び担当業務を決定の上、当該役員を推薦し、理事長がこれを委嘱する。

(職務)

第10条 役員の業務担当は、次の通りとする。

- (1) 理事長は、本連盟を代表し、会務を統理する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故がある時は、その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織し、本連盟の事業の審議及び執行にあたる。
- (4) 事務局長は、本連盟の総括的事務を執行する。
- (5) 監事は、会計を監査する。
- (6) 会計は、本連盟の会計事務を執行する。
- (7) 前条第7号により選任された役員は、理事会が決定した担当業務を執行する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、2年とし、選任された日以後に最初に到来する4月1日をもってその始期とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、第9条により後任者を選出する。この場合の後任役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 4 加盟団体が存続できない場合、当該加盟団体選出の役員の処遇は理事会で協議する。

第5章 会議

(会議)

第12条 本連盟に次の会議を置く。

- (1) 理事会
- (2) 役員会
- 2 本連盟は、この規約を実施し、JVA、日本ヤングクラブバレーボール連盟及び岐阜県バレーボール協会の諸規定等に基づいて必要な措置を行うため、規則又は細則を定める。

(理事会)

第13条 理事会は、理事で組織し、必要に応じて理事長が招集する。

2 理事会は毎年1回以上開催し、次の事項を審議する。

- (1) 役員の選出及び解任
- (2) 予算及び決算
- (3) 事業計画及び事業報告
- (4) 規約改正
- (5) 規則の制定及び変更
- (6) その他の重要事項

3 役員は、総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

4 理事総数の3分の1以上の理事は、会議の目的たる事項及び招集を必要とする理由を記載した書面を理事長に提出して、臨時理事会の招集を請求することができる。

5 前項の招集の請求があった場合、理事長は、3週間以内に臨時理事会を招集する手続をしなければならない。

(役員会)

第15条 役員会は、以下のものによって組織し、必要に応じて理事長が招集する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 事務局長
- (4) 会計
- (5) 監事
- (6) 理事長推薦(第9条(7)に基づき選出された役員、その他若干名)
- 2 役員会は毎年1回以上開催し、次の事項を審議する。
 - (1) 本連盟の運営に関する事項
 - (2) 理事会に付する議案に関する事項
 - (3) 理事会及び委員会の運営に関する事項
 - (4) 細則の制定及び変更
 - (5) 本連盟に加盟申請する団体の審査に関する事項
 - (6) 理事長が役員会に付することを相当と認めた事項

- 3 役員会総数の3分の1以上の役員は、会議の目的たる事項及び招集を必要とする理由を記載した書面を理事長に提出して、臨時役員会の招集を請求することができる。
- 4 前項の招集の請求があった場合、理事長は、2週間以内に臨時役員会を招集する手続をしなければならない。
- 5 役員会で決議した事項は、以後に最初に開かれる理事会において報告する。

(会議の招集及び議決)

- 第16条 理事会は、理事長が招集し、理事長が議長となる。
- 2 役員会は、理事長が招集し、理事長が議長となる。
- 3 会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 役員は、会議において1個の議決権を有する。なお、理事が他の役員を兼ねる場合であっても議決権は1個とする。
- 5 役員は、会議に出席した他の役員に議決権の行使を委任することができる。この場合において、委任者は、会議の出席者とみなす。
- 6 前項の委任の方式は、細則で定める。なお、受任者を明示しないものは、議長に委任したものとみなす。
- 7 議決は出席者の過半数の賛成をもって可決とする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 8 役員は会議を欠席する場合には、あらかじめ理事長に対して、その旨を通知しなければならない、

第6章 委員会

(委員会)

- 第17条 本連盟に役員を持って組織する専門委員会を設けることができる。
- 2 委員会の設置及び運営に関する規定その他必要事項は、細則で定める。

第7章 会計

(会計)

- 第18条 本連盟の経費は、次の収入をもってこれに充てる。登録料及び競技会の参加料は細則で定める。
 - (1) 補助金
 - (2) 登録料
 - (3) 競技会の参加料
 - (4) 寄付金
 - (5) その他

(事業年度)

- 第19条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

- 第20条 本連盟の予算及び決算は、監事の監査を経たうえ理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 第21条 本連盟は、日本ヤングクラブバレーボール連盟、岐阜県バレーボール協会に加盟する。

- 第22条 本連盟の規約は、平成23年4月1日からこれを施行する。

- 第23条 チーム参加資格、選手参加資格については、細則で定める。

附 則 (平成28年3月12日改正)

この改正規定は、平成28年4月1日より施行する。

附 則 (平成29年3月18日改正)

この改正規定は、平成29年4月1日より施行する。